

返戻金制度規程（有料職業紹介事業）

1. 目的

本規程は、当社が行う有料職業紹介事業において、紹介により就職した求職者が一定期間内に自己都合またはやむを得ない事由により退職した場合の返戻金（紹介手数料の返金）について定め、事業運営の透明性を確保するとともに、求人者が安心して当社サービスを利用できるようにすることを目的とします。

2. 適用範囲

本返戻金制度は、当社が職業安定法に基づき行う有料職業紹介事業において、求人者から徴収した紹介手数料を対象とします。

※求職者からは一切の手数料を徴収いたしません。

3. 返戻金制度の内容

紹介により就職した者が、入社日を起算日として以下の期間内に退職した場合、当社は求人者に対し、支払済み紹介手数料の一部を返戻いたします。

退職時期	返戻金額（紹介手数料に対する割合）
入社後 1 か月以内	紹介手数料の 50%
入社後 1 か月超～3 か月以内	紹介手数料の 30%
入社後 3 か月超	返戻金なし

4. 返戻金制度の適用除外

次の各号に該当する場合は、返戻金制度の適用対象外とします。

1. 求人者の責に帰すべき事由（労働条件の著しい相違、ハラスメント等）により退職した場合
2. 天災地変、経営破綻等、不可抗力による雇用終了の場合
3. 求人者と求職者との合意による雇用契約終了で、返戻金不要と双方が確認した場合

5. 返戻金の手続き

1. 求人者は、退職日確定後速やかに当社へ書面または電子的方法により通知するものとします。
2. 当社は内容を確認のうえ、返戻対象となる場合、原則として通知受領後 30 日以内に返戻金を支払います。

6. 制度の明示

本返戻金制度は、

- 事業所内への掲示
- 求人者への書面交付
- 当社ウェブサイトまたは人材サービス総合サイト等により、常時閲覧可能な状態で明示します。

7. 規程の改廃

本規程の内容を変更する場合は、事前に管轄労働局へ届出を行い、変更後の内容を速やかに明示します。

附則

本規程は、2024 年 9 月 25 日より施行します。